平成 22 年 2 月 16 日
沖縄科学技術研究基盤整備機構

研究者の処遇に関する調査報告

１．　個別の研究者の処遇について

（１）指摘事項の経緯

参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会（平成 21 年 7 月 1 日）の審議において、当機構における研究者の処遇（生活面の支援）について、次の指摘がなされた。

- 運営費交付金からの支出による処遇として過剰ではないか。研究者を集めるために必要な処遇なのか。
- 研究者の処遇に関する基準があるのか。不明確になっていないか。

本指摘の際に示された平成 19 年（2007 年）1 月 22 日付の支出振替書は、個別の代表研究者（以下、「研究者Ａ」という。）赴任時、沖縄での生活基盤を構築するためのもので、雇用契約書に基づき、機構が負担した経費に係る文書である。

代表研究者については、国際的に卓越した資質と能力を有する人材を獲得するため、国際的に競争力のある処遇を提供する必要がある。このため、雇用契約は、それぞれの経験・実績を考慮するとともに、海外における生活環境や沖縄における生活のニーズに配慮し、個別に内容を決定してきた。

機構は、別添１のとおり、機構発足直後の平成 17 年（2005 年）秋から、研究者Ａ及び研究者Ａの配偶者（配偶者も機構の研究者）と交渉したところ、平成 18 年（2006 年）夏に条件面で双方が合意し雇用契約を締結した。本合意に基づき、平成 19 年（2007 年）1 月から一連の支出を行った。

研究者Ａの採用の経緯は、別添１のとおりである。

（２）事実関係（支出の内訳）

指摘された支出振替書に関する調査結果は以下のとおり。

A）借上住宅（賃料等）

賃貸開始は平成 19 年（2007 年）1 月 12 日。現在も継続中。

月額　　303，500 円

(注)　入居時は、敷金（賃料３ヶ月分）、斡旋手数料（賃料１か月分）、1 月分費用の日割り及び２月分費用として、合計 1，617，000 円を支出した。月額には、リース料として、オーブンレンジ、洗濯機、乾燥機及び冷蔵庫をリースした費用を含む。

B）什器借り上げ

契約は平成 19 年（2007 年）2 月 1 日から。現在も継続中。応接セット、

机・椅子、書棚、食卓及びテレビ等をリースしたもの。

月額　　37，170 円

C）自動車借り上げ

リース開始は平成 19 年（2007 年）2 月 1 日。現在も継続中。

月額　　128，415 円

D）就学児童の教育支援

研究者Ａの第 1 子（当時 6 歳）の、学校と研究者Ａとの連絡（通訳、翻訳）及び小学校におけるティーチングアシスタントとして、バイリンガルスタッフを雇用した。通学する沖縄市の小学校に、日本語教師が不在だったための措置。平成 20 年 10 月で本措置は終了。

時給　　1，280 円

E）未就学児の関連費用

研究者Ａの第 1 子（当時 6 歳）及び第 2 子（当時 3 歳）の保育のため、入園料及び保育料を支出した。また、機構には事業所内託児施設がなく、幼稚園の保育時間終了後の保育のため、保育士相当の者をパートタイムで雇用した。第 1 子への支出は平成 19 年（2007 年）1 月から 3 月まで（4 月から小学校へ入学）。第 2 子については現在も継続中。

<u>第 1 子</u>

入園料	7，200 円
月次保育料	4，400 円
職員時給	1，280 円

<u>第 2 子</u>

入園料	41，000 円
月次保育料	15，500 円
職員時給	1，280 円

（注）なお、国会審議の中で指摘のあったシーツ、枕カバー及びカーテンに係る経費ついては、平成 19 年 1 月 22 日付の支出振替書に含まれる研究者Ａへの処遇に係る支出ではく、機構役員との雇用契約の一部として、家具の貸与の中に含まれていたものである。

（３）当該処遇が必要であった理由

研究者Ａに対する処遇については、研究者Ａが、前職において外国の大学の終身制の教授で副学部長の要職にあったこと、同時期に他の研究機関からの招聘（内定通知）を受けていたことを考慮しなければならなかった。さらに、研究者Ａは、日本国外から配偶者及び子弟を伴い家族で機構に赴任した始めてのケースであり、かつ、配偶者も機構の研究者として採用が予定され

るという特殊な事情があった。

こうした状況の下、研究者Ａを採用するためには、海外における研究者Ａの住宅事情を勘案し、主要な教授級の者が住むのにふさわしい物件を提供する必要があった。このうち、処遇Ａ）及びＢ）については、欧米の短中期滞在者用住宅は、通常、食器棚・食卓・応接セット・ベッドなどの家具や電化製品が備え付けてあり、賃貸人が家具・什器等を持ち込むことなく、すぐに生活できるようになっていることが多く、これと機構周辺の住宅事情との差異を考慮したものである。また、処遇Ｃ）についても、同様の観点から、海外における研究者の処遇について考慮したものである。

就学児童の支援（処遇Ｄ））については、欧米および日本の一部地域などの公立学校では語学のティーチングアシスタントが授業に配置されていることが普通であるものの、沖縄県では同様のサポートは行われていないことがわかった。この支援が研究者 A の家族が沖縄に居住するのに欠くべからざるものであり、また、日本の一部地域では公費によって提供されていることから、外国人子弟が通う小学校に対する支援の観点も含め、機構はティーチングアシスタントの役割を果たす職員を雇用し、研究者Ａの就学児童が通う小学校に同行させることとした。

未就学児童に対する支援（処遇Ｅ））については、当機構は事業所内託児所が未整備であり、研究者Ａの仕事と子育ての両立を支援していくための措置として、経費負担したものである。

前述の就学児童及び未就学児童に対する支援（処遇Ｄ）及びＥ））は、機構において、研究者Ａの家族が、1）就学児童及び未就学児童を有する、2）両親とも機構で研究業務に就労している、3）両親とも外国人である、という事情を持つ唯一のケースであったことから、特別に措置したものである。

（４）類似の処遇の有無

借上住宅（処遇 A)）については、他の外国人代表研究者に対しても提供していた（詳細は３．（２）参照)。什器・自動車の貸与、就学時児童・未就学児への支援（処遇 B）～E)）については、他の研究者に対して、これらの処遇を行っていない。

２．　内外の競合機関における処遇及び機構との比較

（１）国内の類似機関

国内の機構と類似の３つの研究機関について、訪問、電話による聞き取り等により調査したところ、次の処遇が行われているとのことであった。調査

結果の概要は別添 2 のとおりである。

① A 研究所では、外国から赴任する研究者が赴任する際、研究活動に支障が生じないよう、日本での生活に慣れるまでの期間、利用可能な単身用及び世帯用の宿泊施設（家具、家電付き）を提供している。

② A 研究所、B 研究所とも、事業所内託児所を整備済みであり、研究者職員の研究と育児の両立支援策を実施している。ただし、利用料金が設定され、職員から徴収されている。

③ C 研究所では、借上住宅方式で運用しているが、家賃を給与から控除している。この点については、日本人・外国人での差異はないとのことであった。家具及び家電については、外国人研究員を対象として、研究所がそれらのリース契約を行い、物品を供与し、外国人研究員からその使用料を給与から控除している。

（２）国内の国立大学（外国人研究者用宿舎）

国内の国立大学の外国人研究者用宿舎について、居室構成や設備をウェブから調査した結果は次のとおりである。

① 東京大学、京都大学をはじめする多くの国立大学において、外国人研究者用の宿泊施設（夫婦用、家族用）を整備し、提供している。

② それらの施設の居室には、家具（ベッド、デスク、書棚、応接セット、食卓セット等）や電化製品（冷蔵庫、洗濯機等）が備え付けられている。

③ 上記（１）の研究機関と同様の目的で、事業所内託児所を整備している事例があった。

（３）外資系民間会社の日本駐在員の処遇

日本において研究開発を行う外資系製薬会社 9 社の外国人駐在員（Expats）の処遇について調べたところ、次のような幅広い処遇が行われている。

① 住宅補助

家賃及び諸経費（敷金、管理費等）について、ほぼ全社が補助している。東京の家族用住居で、家賃補助は 100 万円～130 万程度であった。

② 家具・家電設備費用の負担

家具については全社が補助し、家電についても多くの企業（7 社）が補助している。

③ 自動車貸与

リースによる社用車の提供が多く見られた（5 社）。年間のリース費用

は 150 万円程度。

④ 授業料等の子女教育補助（幼稚園から高校まで）

ほとんどの企業が、幼稚園から高校までの子女教育補助を実施している（幼稚園及び小学校については全社）。

（４）海外の研究機関・大学

欧州

欧州の次に掲げる機構と類似の研究機関について、訪問により調査を行った結果は別添 3 のとおりである。

① 欧州分子生物学研究所(European Molecular Biology Laboratory; EMBL、ハイデルベルク、ドイツ)

② オーストリア科学技術研究所(Institute of Science and Technology of Austria; ISTA、ウィーン、オーストリア)

③ 国際熱核融合実験炉(International Thermalfusion Experimental Reactor; ITER、カダラーシェ、フランス)

④ 遺伝子工学及び生命工学国際センター(International Centre for Genetic Engineering and Biotechnology; ICGEB、トリエステ、イタリア)

これらの海外機関では、程度の差はあっても研究者に対して、次のような処遇が提供されている。

○ 住居手当（Housing allowance）

○ 赴任手当（Installation allowance）

○ 配偶者手当（Household allowance）

○ 扶養子女手当（Dependant allowance）

○ 子女教育手当（Education allowance）（保育料、授業料等）

米国

米国の次に掲げる大学の学部長や役員に照会し、聞き取り調査を行った結果は別添 4 のとおり。

① 南カリフォルニア大学

② スタンフォード大学

③ ワシントン大学

④ ハーバード大学

⑤ コロンビア大学

⑥ ロックフェラー大学

これらの大学においては、処遇に関して標準的な規則はあるものの、特別な研究者については、当該処遇の必要性と当該研究者の地位により、そうした規則には拠らず、研究者との個別の交渉によって、手厚い住宅及び子女教育に関する支援が行われているとのことであった。

また、それらの処遇は、柔軟性があり交渉の余地のあるもので、住居の提供、住宅ローンの補助、幼稚園から大学までの授業料負担といった事例が見られた。一部の大学については、車の提供事例があった。

（５）機構における処遇との比較

研究機関や大学により、研究者に対する処遇にはかなり違いがあり、単純な比較は困難であるが、全体としては、国内の研究機関に比べ、海外の研究機関において、より手厚い処遇がなされている例が広く見られた。具体的には以下のとおりである。

- 住宅に関しては、国内外を問わずほとんどの研究機関・大学が、相応の住宅支援（保有又は借上住宅の提供、又は手当ての支給）を施している。特に、非居住者（外国人）やシニアレベルの研究者に対しては、国内においても、家具や家電を含めて提供している例が多く見られ、機構の研究者Ａに対する処遇と同等であると考えられる。
- 自動車については、国内の研究機関において提供している例は見られなかったが、米国の大学において事例が見られた。
- 子女の教育支援等については、国内の研究機関において、機構と類似の処遇を提供する例は見られなかったものの、海外の機関では、授業料の実費の全額若しくは一定額を負担している事例が見られた。
- 育児支援については、国内・欧州のほぼ全機関が、一定の利用料を徴収していることに留意する必要があるものの、事業所又はキャンパス内に託児所を設けていた。米国では保育料の全額を負担している事例が見られた。
- 国内の大学・研究機関及び海外の多くの研究機関においては、子女への扶養手当が支給されているのに対し、機構では、扶養手当は設けられていない。

これらを全体として考慮すると、機構が、特別な研究者に対して、子弟の教育支援を行うことや、託児所が未整備の状況の中、保育料の支給及び保育時間外の保育士相当の者の雇用を行うことは、国際的な競争の観点から、必ずしも過剰な処遇とは言えないものと判断できる。

なお、国内であっても、研究開発を行う外資系製薬会社では、外国人駐在

員に対し、住宅、自動車、子女教育支援等の全般にわたり、手厚い処遇が行われている。優れた外国人研究者を我が国に招聘するための取組として、念頭におく必要がある。

３．　機構における研究者に対する処遇の基準等及びその改善

（１）給与

代表研究者、グループリーダー、技術員等の職種は全員任期制を採っており、それぞれの経験・実績を考慮して雇用している。給与については、「任期制職員給与規程」に基づき、代表研究者は、現給保証を基本としつつ、理事長が決定している。研究員は、研究経験等を任期制職員の年俸表に照らして代表研究者が決定している。

（２）住宅

日本人代表研究者、研究員等については、「任期制職員給与規程」（別添 5）に基づき、住宅手当を支給してきたところであるが、外国人代表研究者については、同規程に定めのない借上住宅の提供を行っており、次表のとおり、規定上の処遇と実際の運用に乖離が生じていた。

（注）運用当初は、研究者が個人で不動産業者と賃貸借契約を締結し、機構は所定の住宅手当を支給する方式としていた。その後、家族の帯同を伴う外国人代表研究者の赴任のケースにおいて、この運用形態では、生活基盤が安定するまでに時間を要し、研究活動の早期立ち上げに支障が生ずることが判明したことから、外国人代表研究者については、平成 19 年 1 月から借り上げ宿舎方式に変更した。

	機構借り上げ住宅	個人契約住宅	負担・支給方法
外国人代表研究者	○		賃料の 20%を使用料として給与から控除、家賃上限額 20 万円
日本人代表研究者		○	賃料の 80%を住宅手当として支給 上限額 16 万円
研究員 （グループリーダー）		○	賃料の 80%を住宅手当として支給 上限額 10 万円
研究員		○	賃料の 80%を住宅手当として支給 上限額 6 万円
技術員		○	賃料の 80%を住宅手当として支給 上限 4 万円

このため、平成 21 年 8 月 18 日、それまで定年制職員のみを対象としていた「借上住宅規則」及び「借上住宅細則」を改正し、さらに平成 21 年 9 月 14 日、これらの規則等の重要性にかんがみ、規程に格上げし、「借上げ住宅規程」（別添 6 参照）とした。

これにより、役員、代表研究者（日本人代表研究者を含む）及び外国人職員について、借上住宅の提供に係る根拠規定を設けた。

（注）上記の「借上住宅規程」については、「役員報酬規程」に準ずるものとして、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣に対する届出及び公表を行った。また、平成 21 年 11 月 16 日の内閣府独立行政法人評価委員会（第 36 回）において審議された結果、主務大臣に対する意見の申出はなかった。

（３）生活支援等

外国人研究者の生活面での支援については、個別の雇用契約により、次の運用が行われてきた。

支出項目	対象者			備　　考
	特定の代表研究者	代表研究者	研究員、技術員	
家具等の什器借り上げ	○			
自動車借り上げ	○			
就学子女の教育支援	○			ティーチングアシスタントの雇用
未就学児の支援	○			入園料、保育料、パート保育士の雇用

これを制度化するため、「役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規則」及び「同細則」を平成 21 年 8 月 18 日に制定し、さらに本規則等の重要性にかんがみ、平成 21 年 9 月 14 日、規程に格上げし、「役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規程」（別添 7）とした。

本規程では、役員及び機構の目的の達成に必要な職員を確保する観点から理事長が認めた特定の職員を対象とし、家具、車等の物品の貸与及び、子弟の養育等の役務の提供、その他理事長が特に必要と認めるものについて、社会通念上相当と認められる範囲内で処遇できること等を定めている。

また、同規程に基づき、「特別の処遇に関する委員会に関する細則」（別添

8）を平成 21 年 11 月 13 日に制定し、処遇を決定する手続を明確にした。これにより、特別な処遇を実施する場合には、外部の有識者も含めた構成による委員会において、特別な処遇の必要性や適切性を検討し、その委員会の報告に基づき理事長が決定することとなった。この場合において、特別な処遇の必要性は、1）代表研究者の前研究機関での役職レベル、2）当機構における業務責任・役割等の状況を可能な限り客観的に評価した上で判断することとし、その具体的なガイドラインも、「役員及び特定の職員に対する特別の処遇のガイドライン」）（別添 9）として同日付で決定した。本ガイドラインにより、毎年度、上記委員会において、特別な処遇の必要性について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとした。

（注）上記の「役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規則」については、「役員報酬規程」に準ずるものとして、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣に対する届出及び公表を行った。また、平成 21 年 11 月 16 日の内閣府独立行政法人評価委員会（第 36 回）において審議された結果、主務大臣に対する意見の申出はなかった。

４．　研究者の処遇についての考え方及び今後の対応

（１）研究者の処遇についての考え方

機構が、沖縄において、世界最高水準の大学院大学を実現するという使命を達成するためには、優れた研究者を確保することが重要である。特に、代表研究者については、国際的に卓越した資質と能力を有する人材を獲得するため、海外における生活環境や沖縄における生活のニーズに配慮しつつ、国際的に競争力のある処遇を提供することが不可欠である。

こうした観点から、本調査で示した、国内の研究機関・大学における住宅等の提供状況や、海外における研究機関・大学による手厚い処遇の状況を考慮すると、研究者Ａに対する処遇の内容については、厳しい国際競争の中で、必ずしも過剰なものとはいえず、むしろ特に優れた研究者を採用する上での必要な水準であったといえる。同様の特別な処遇は、今後においても、機構が優れた代表研究者を獲得する上で、提供する必要が生じる場合があるものと想定される。

他方、本調査で示したとおり、研究者Ａに対する処遇については、採用に係る交渉当時、機構の発足から間もない段階であったこと等の事情から、処遇の基準や決定手続きに関する制度が十分に整えられていなかった。機構の公的な性格にかんがみれば、国際的に競争力のある処遇を提供するには、その根拠となる適切・適正な規程類が整備されていることが不可欠であり、かつ、それらの規程類が明確で理解しやすい方針の下で運用されることが重要

である。

機構においては、こうした基本的な考え方に基づき、上記 3. に示した規程類の整備を行ったところである。

（２）今後の対応

今後、研究者に対する処遇については、本調査を進める過程で整備した規程類に則って対処する。

それに加え、公費の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、国際競争力のある処遇を提供する観点から、次の取組を進める。

○ 研究開発力強化法に基づく計画の策定について

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（研究開発力強化法）（平成 20 年法律第 63 号）の規定に基づき、平成 21 年度中に、卓越した研究者等への処遇、外国人研究が応募しやすい環境の整備、研究と出産・育児との両立支援等に係る具体的な計画を含む「人材活用等に関する方針」を作成・公表する。

○ 住宅について

平成 21 年 9 月に借上住宅規程を制定し制度を改めたところであるが、引き続きキャンパス内に整備される住宅（ビレッジゾーン計画）の状況及びキャンパス周辺の民間住宅の整備状況を踏まえて必要な見直しを行う。

○ 各種手当てについて

現在機構では設けられていない扶養手当など、研究員個人及び家庭の状況に関係する各種手当の導入について検討中である。

○ 育児支援について

研究と育児の両立支援策の促進の観点から、事業所内託児所の実現可能性について、平成 21 年 12 月から PI、人事担当などのメンバーによるチームで検討を開始している。

別添１

研究者Ａの採用の経緯

（平成 17 年 9 月　　（独）沖縄科学技術研究基盤整備機構（OIST）設立）

平成 17 年 11 月　　研究者Ａ、他の研究機関からオファー受領

平成 17 年 11 月　　OIST、研究者Ａと協議開始

平成 18 年 1 月　　OIST、研究者Ａと予算、ポジションに関する協議

＜この間、予算、ポジション、給与、生活支援等に関して継続協議＞

平成 18 年 5 月 28 日　　OIST、研究者Ａへオファーレター送付

平成 18 年 6 月　　OIST、研究者Ａと「生活支援」の具体化を協議開始

＜この間、生活支援の処遇に関する具体的な方策の協議を行い、双方で合意＞

平成 18 年 7 月 27 日　　OIST、研究者Ａと雇用契約書締結

平成 19 年 1 月　　研究者Ａ、OIST 着任、研究開始

＜現在に至る＞

	研究機関等		
	研究所 A	研究所 B	研究所 C
調査対象者	任期制外国人研究者	全職員	全職員
住宅手当	有 家賃月額の50%、上限は60,000円 外国人研究者用の宿泊施設（家具、電化製品付き）を提供、入居は1年間、 月額使用料は40,000～80,000円	有 固定月額を支給、上限 27,000円	有 借上住宅方式、家賃を給与から控除 外国人に対して家具・電化製品を供与、使用料を給与から控除
車の貸与	無	無	不明
扶養手当（配偶者）	有 月額 13,000 円	有 月額 13,000 円	有 給与規程による
扶養手当（子弟）	有 1扶養者あたり月額 6,500円	有 1扶養者あたり月額 6,500円	有 給与規程による
教育・育児支援	事業所内託児所有り 利用料は1扶養者あたり月額 51,450 - 58,800 円 （子供の年齢による）	事業所内託児所有り 利用料は1扶養者あたり月額 21,300 - 48,000 円 （所得と子息の年齢による）	専門チームによる保育園や学校の紹介、 入園や入学に関する手続きの支援を行う

1 EUR = 135 JPY 1 US$ = 94 JPY 調査対象者	欧州の研究機関等			
	国際研究機関 A ファカルティレベル	国際研究機関 B ファカルティレベル	国際研究機関 C ファカルティレベル	国際研究機関 D ファカルティレベル
住宅手当	有 非居住者(外国人)に対して以下を支給 単身者:基本給の9% 世帯者:基本給の12%	無 税務的な事由で現在ないが導入を検討中	有	有 国連と共通のシステム
車の貸与	不明	不明	不明	不明
扶養手当(配偶者)	有 月額 27,000 円	無 税務的な事由で現在ないが導入を検討中	有 税引き給与の6%	有 国連と共通のシステム
扶養手当(子弟)	有 1扶養者あたり月額 31,050 円	無 税務的な事由で現在ないが導入を検討中	有 1扶養者あたり税引後給与の5%	有 1扶養者あたり年額 181,984 円
教育・育児支援	有 授業料や寮費の実費の75%を支給、上限は1扶養者あたり年額1,020600円 事業所内託児所有り、利用料は1名あたり税引後給与の10%	事業所内託児所有り、利用料は1名あたり月額14,850円	有 1扶養者あたり税引後給与の5%	有 授業料や寮費の実費の75%を支給、上限は1扶養者あたり年額1,393,080 円

	米国の大学					
1 US$ = 94 JPY	米国大学 A	米国大学 B	米国大学 C	米国大学 D	米国大学 E	米国大学 F
調査対象者	シニアファカルティレベル	シニアファカルティレベル	シニアファカルティレベル	シニアファカルティレベル	シニアファカルティレベル	シニアファカルティレベル
住宅	有 税額グロスアップを考慮した家具付き住宅又は大学所有住居の提供（要交渉）	有 大学所有又は借上住宅の提供若しくは住宅ローン（要交渉） 期限10年無利息融資、毎年元本の10%を免除（免除された元本に対する税は無し） 期限一括無利息住宅ローン	有 購入と借り上げの支援（要交渉）	有 10万ドル（940万円）の非課税住宅賃与 住宅ローン金利の50%負担	有 借上住宅の提供又は住宅ローン支援	有 借上住宅の提供又は住宅ローン支援
教育・育児支援	有 幼稚園から大学までの教育費を支給（要交渉）	有 幼稚園から大学までの教育費を支給（要交渉） 例えば、大学授業料の50%	有 大学の教育費全額支給		有 教育費の支援	有 授業料及び育児費支援
通勤	有 車の提供 配偶者が他所に勤務している場合、月2回の航空旅費を支給					
その他	有 配偶者の雇用機会の提供・支援	有 1）配偶者の雇用機会の提供・支援 2）研究者本人の転職に伴う退職金及び医療ベネフィットの損失を補うための年金及び福利厚生プランの提供	有 配偶者の雇用機会の提供・支援	有 配偶者の雇用機会の提供・支援 例えば、新雇用会社への1年目の給与負担	有 配偶者の雇用機会の提供・支援	有 配偶者の雇用機会の提供・支援

これらの情報は、米国の教育研究界を専門とする人材サーチ会社、複数の大学役員及び議長から得た